

令和6年度茨城地方最低賃金審議会
第二回本審議会議事録

令和6年7月31日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年7月31日（水）午前9時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
星野 由記
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光
澤畑 英史
舟木 健生
水出 浩司
柳瀬 香織

茨城労働局 局長 澤口 浩司
労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 川野 義光
室長補佐 鈴木 洋昭
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 関係団体の意見書及び意見陳述について
- (2) 要請等について
- (3) 中央最低賃金審議会の審議状況について
- (4) 令和6年度最低賃金に関する実態調査結果等について
- (5) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (6) その他

補 佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和6年度第二回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、全委員が出席しておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。それでは、本審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会 長

暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。大変厳しい審議になると思いますが、これからよろしく願います。

さっそくですが、本審議会は公開としておりますので、議事録も公開となります。それでは議事を進めます。

議題（1）について、茨城県最低賃金改正の諮問に伴い、意見聴取の公示をしたところ、茨城県労働組合総連合関係を含め、合計14件の意見書の提出がありました。事務局よりご説明をいただきます。

室 長

それでは、私の方から説明させていただきます。7月3日開催いたしました第一回審議会において、茨城労働局長から茨城地方最低賃金審議会会長あてに、茨城県最低賃金の改正決定について、諮問させていただいたところですが、諮問に際し、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行ったところ、ただ今、会長から説明がありましたが、審議会会長または労働局長あてに、意見書等が14件提出されております。

時間の関係もありますので、お手元の資料No.11の280ページから資料No.24の297ページの内容をお読みになっていただき、この場では、団体名のみご紹介させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

まず、茨城ユニオン様。本要請につきましては、このあと提出団体からの陳述があります。次に、茨城県自治体労働組合連合様。本意見につきましては、このあと提出団体からの意見陳述があります。茨城県医療労働組合連合会様。本意見につきましては、このあと提出団体から意見陳述があります。続きまして、茨城県労働組合総連合様、全日本年金者組合茨城県本部様、いばらきコープ労働組合様、JMITU茨城地方本部様、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部様、全日本建設交運輸一般労働組合茨城県本部様、いばらき一般労働組合様、茨城県高等学校教職員組合様、茨城県私立学校教職員組合連合様、石岡地区農業協同組合労働組合様、茨城県国家公務員労働組合連合会様。以上14件の団体から意見書等が提出されております。

会 長

ありがとうございました。7月3日の第一回本審において、意見書が提出された場合は、この場で意見を聴くことが決定しております。茨城ユニオン、茨城県自治体労働組合連合、茨城県医療労働組合連合会から、意見書の提出のほか、意見陳述の要望がありましたので、意見聴取を行いたいと思います。事務局で聴取の準備をお願いします。

(陳述人、入室して着席)

会 長

意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書について、ご説明をお願いいたします。

小林陳述人

ご苦勞さまでございます。茨城ユニオンで執行委員長をしております小林と申します。よろしくお願ひいたします。私ども7月19日に要請書を出しておりますので、詳細はその中に記載しております。中央最低賃金審議会で決定されました事項についての意見を述べたいと思います。

今回の中央の審議会の答申は、私どもの生活実態とは離れたものの勧告だと受け止めています。それは一つに、今年の春闘の5%、これは大手の組織された労働組合での中央値になりますけど、5%の賃金を横並びにしてみたという感じがします。大手各組合は、平均賃金で450万から500万程度以上、これのベースアップが5%以上ということです。片や、最低賃金に係わるところの中小未組織労働者、パート・アルバイトの賃金は年間で130万程度ですから、これを比較してこれを同じ5%で賃上げをすること自体に問題があると思います。ここは、きちんと生活実態に見合った賃上げを茨城県としては実施して欲しいと私は希望しています。賃金の考え方についてですけど、これは本人の生活費のみならず、家族あるいは子どもたちの教育費、そんなのも含めて賃金というのは考慮されるべきものと思います。果たして今回の50円の引上げが、これに相当するのだろうかということは、大変疑問に思います。それと、さらに地域間の格差、首都圏に労働者が集まり、最低賃金は高まります。一方、地方は人が集まらず産業が衰退し、過疎化がますます進んでしまいます。こういう悪弊を治すためには、やはり全国一律の最低賃金制度を敷かれてしかるべきと考えております。当面、1,500円の時給を茨城に対し要望したいと思います。それに、昨今の労働市場の状態は極めて悪くなっています。長時間労働が全然是正されていませんし、これに伴うところの職業病、労災、これらの問題がなかなか解決できないでいます。今、私どもは、放射線治療を行っているレントゲン技師の職業病闘争が実に3年半になります。これもなかなか解決がつかないでいるのですけれど、そういうふうに労働者の生活と賃金、健康を守る、このことも確立していくのは茨城の委員の皆さん方のお仕事の一つではないかと考えています。将来に展望が見いだせますような、そういう審議を今後とも是非とも心掛

けていただき、審議にあたっていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

会 長 ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 ご質問等はないようですので、次の方の意見聴取を行いたいと思います。ありがとうございました。

(陳述人、退室)

(陳述人、傍聴席から移動し着席)

会 長 意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書について、ご説明をお願いいたします。

柿沼陳述人 私、茨城県自治体労働組合連合で書記長をしております柿沼と申します。本日はありがとうございます。我々は、茨城県内の市町村の職員を中心とした組合員が加盟する労働組合です。資料の282ページにあるように、意見書ということで提出させていただきました。これに基づいて本日は陳述させていただきたいと思います。

まず1番目に、昨年度の審議会において大井川知事が、本件の最低賃金は本来あるべき額より低く抑えられているということをおっしゃっていたと思いますが、経済実態を示す総合指数で全国9位にもかかわらず、最低賃金額は全国15位となったかと思えます。このことは、知事もおっしゃっている総合指数とは別のデータになりますけど、一昨年の2022年度の都道府県別のGDP順位と昨年度の最低賃金額を比較してみた表でございます。こちら、茨城県と関

東地方の近隣県、埼玉、千葉、栃木との比較させていただきました。埼玉県がGDP順位5位に対して最低賃金額順位が4位、千葉県はGDP順位7位に対して最賃順位は6位、栃木県はGDP順位16位に対して最賃額14位にかかわらず、茨城県はGDP順位11位に対して最賃額15位と、近隣各県においては、ほぼほぼGDP順位と最賃額の順位とが等しいかということとそれよりも1位2位高い順位かと思えますけど、茨城県に関しては、GDP順位に対して4位も低いままとなっております。このことを比較しても、昨年度知事がおっしゃっている本県の最賃額は本来あるべき額よりも低い水準のままであるということが考えられるかと思えます。このことが、我々地方自治体の職員の初任給にも表れているということとこれを次に述べさせていただきます。現在多くの自治体職員の初任給が、国家公務員と同等額、高卒で月166,600円となっております。こちらは、地域手当等は考慮しない額です。一部自治体においては、この額よりも、いくらか加算している自治体がございます。例えば茨城県当県において、166,600円に対して4,300円程度の加算を行っている自治体が全44市町村中8、パーセンテージにしますと18%に留まっております。一方、近隣の埼玉県、最賃額昨年度4位の埼玉県では、4,300円から9,500円の加算をしている自治体が全63市町村中51、これは81%です。最賃額6位の千葉県については、同様の加算をしている自治体が全54市町村中46、85%です。こちらで分かるように、最賃額と初任給額はおおよそ比例しているということが読み取れるかと思えます。まず、我々が就職先をどこにするかということと比較するにあたって、まず賃金の面では、初任給というところが真っ先に募集要項で目に入ります。賃金面において、初任給というのは、やはり重要な要素だと思います。人材の県外流出を食い止めるためにも、本県の最賃額を大幅に引き上げること

は喫緊の課題であると考えます。就職するにあたってのことを述べさせていただきましたが、これは役所に入った入庁後も若手職員が賃金のより高い県外の自治体に転職するということが最近すごく増えています。こういったことも考え、近隣県に比べて最賃額の低い茨城県の状況は適切でないと考えておりますので、今後前向きな議論を期待しまして意見を述べさせていただきました。本日はどうもありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますか。

それでは一点お伺いしたいのですけれども、今県外に公務員の方が流出されているとおっしゃっていたのですけれども、公務員として移動しているのか、それとも民間に移動しているのでしょうか。もし、ご存じでしたら教えてください。

柿沼陳述人 民間もございいますが、私、茨城でも県西の古河市というところに勤めているのですけれども、やはり埼玉が近いので、県西の自治体は埼玉県別の市町村、県南の自治体は千葉県別の市町村、あと県庁とか国家公務員になるという職員も結構増えております。

会 長 ありがとうございます。他の皆さん、ご質問等ございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 それでは、これで意見聴取を終わりにして、次の方に移りたいと思います。ありがとうございました。

(陳述人退席し、傍聴席に移動)

(陳述人、傍聴席から移動し着席)

会 長

それでは、意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書のご説明をお願いいたします。

藤田陳述人

茨城県医療労働組合連合会で書記長をしております藤田と申します。資料は283ページです。では、お話しさせていただきます。

まず、医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています、ということが書かれております。今回の24春闘で交渉もしていますが、未だ初任給が病院の事務職で16万、17万円台という方もいっぱいありますし、看護師でも20万円を超えていないところもかなりあります。介護職はもっと低くて最賃で張り付いている状況です。コロナ禍のこともありまして、仕事に見合わない低賃金というところから離職がかなり進んでいます。私どもの組織の中の病院をざっと見ますと、すべての病院で閉鎖している病院が1戸から4棟ある状態です。つまり、病院自体も人が少なくて開けられないというところなんです。先日7月の10日に、茨城県の医療と介護の担当課と懇談したのですが、今年も介護の職場での、特に訪問系のところが倒産が相次いでおりまして、やっぱり報酬が低くなったということもあり、やっていけないということになっています。なので、私たちの職場は、今最低賃金に張り付いているところもありますし、仕事上ということもありまして、医療や介護を提供するのに同水準ということになっているのですけれど、格差が開いて非常に困難な状況です。茨城県も今はまだ表面化していませんが、私どもの調査では、医療崩壊がもう始まっているような状況です。さら

に、またコロナも11波と言われているように、感染者数が増えていまして、かつ、人が少ない中でどうやって職場を回していけばいいのだろうということで、かなり悩んでいます。24春闘でも、まだ妥結していないところも多いのですが、賃上げに資するベア評価料などの報酬改定が初めてありまして、その交渉をしているところですが、これも7月10日の茨城県の調査によりますと、病院ではほとんどのところが診療報酬の評価料を申請したということなのですが、診療所はほとんどがしていないというところでは、担当課の方に聞きましたら、やはりそれだけの報酬が今後続くのか心配だから等々の回答があったのですけれども、診療所こそ最賃頼みで、最賃が上がらなければ、上げるという理由にはならないという感じになっていて、本当に評価料との関連でも、最賃が上がるのが大事だと思っています。医労連の回答状況は3%の賃上げにも満たなく、と書いてありまして、ベア評価料という名前ですが、ベースアップに乗せたところは全国の調査でも約3分の1程度で、あとのところはだいたいベースアップではなくて手当で払っていることになっている状況です。私どもの組織でも、未だに100円とか500円の間での交渉が続いています。このような状況が長引きますと、本当に心身の疲労も増えていまして、退職者、離職者が増えています。もともと看護師は移動が多くて、毎年10%くらいが出入りするのですけれども、最近では、コメディカルと言われる、例えば薬剤師、放射線技師等の技師さんたちの退職が続いていて、転職が続いている状況になります。これが続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなるということを私たちは身をもって実感しています。先ほど自治体の方もおっしゃっていましたが、地域間格差という点では、やはり東京、千葉、埼玉にかなりの人が流れています。これは、茨城県内でも県南、県西だけではなく、県央

あたりからも行く方が多くなっています。本当に最低賃金の地域間格差をなくしていただいて、どこで働いても同じような賃金が得られるということが、医療・介護の職場では非常に大切だと思っていますのでこの点と、それから、最低賃金に張り付いているという職場では選ばれないということをお訴えて、陳述としたいと思います。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。ただ今の意見書のご説明につきまして、ご質問等ございますか。

すみません、1点だけ質問させてください。こちらの看護師さんたちの県外流出って起きているのでしょうか。

藤田陳述人 かなり大きいものがありまして、私のところの組織内という、取手に協同病院があるのですが、そこの退職が非常に多くて、やっぱり都内にかかり流れています。

会 長 ありがとうございます。他の方々、いかがでしょうか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 それでは、意見聴取はこれで終了とします。ありがとうございました。

(陳述人退席し、傍聴席に移動)

会 長 続きまして、議題(2)の茨城県等から要請書等が提出されているとのことなので、事務局にその点ご説明いただきます。

室 長 それでは、ご説明いたします。審議会会長、又は労働局

長あてに、3つの要請書、申し入れが提出されておりますので、ご報告させていただきます。時間の関係もありますので、内容につきましては、お手元の資料No.25の298ページから資料No.26の300ページにありますので、お読みになっていただき、この場では機関名と題名のみご紹介させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7月16日、日本共産党茨城県議団の江尻県議らが来局され、労働局長並びに審議会会長あての最低賃金の大幅引き上げの実現に関する申し入れ。7月29日、茨城県の産業戦略部長、労働政策課長らが来局され、茨城県知事から、労働局長あての本県最低賃金の改正について、と題した要請書。7月24日、茨城県知事から審議会会長あての本県最低賃金の改正について、と題した要請書が提出されております。以上です。

会 長

ありがとうございました。それでは、議題（3）の中央最低賃金審議会の審議状況について、新聞報道などで既に皆様もご承知のとおりですけれども、7月25日に中央最低賃金審議会から目安額の答申がございました。今回は中央最低賃金審議会の会長が、このことを説明している動画が厚生労働省から届いています。これから動画を上映し皆さんと一緒に見たいと思いますので、事務局で上映の準備をお願いいたします。

（中央最低賃金審議会会長の動画再生）

皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けのそ

の趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といたしますのは、昨年につき2回目となります。ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思っております。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話をしておきたいと思っております。最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すこととなっております。また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格

差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思います。目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて申し上げておきたいと思います。従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあり、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思います。今年の見安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数については、持家の帰属家賃を除く総合が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%

となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に持家の帰属家賃を除く総合を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われ、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む頻りに購入する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻りに購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目、賃金についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素、通常の仕事の賃金支払能力についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令

和5年は6から9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る、とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、

Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思っております。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思っております。また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが

着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、年収の壁を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当、とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審

議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上です。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

会 長 ただ今動画を拝見いたしましたけれども、事務局から何か補足等がございますか。

室 長 先ほどの中賃の会長からの説明については、資料No. 1 の149ページから156ページの内容になります。

議題（3）の中央最低賃金審議会の審議状況ですが、中賃の会長の動画をもって目安伝達とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、最低賃金額と生活保護費の比較について、説明させていただきます。資料No. 2、177ページをご覧ください。

比較方法については、従前どおり、平成20年度の中賃での目安審議における公益委員見解に準拠しております。生活保護費については、生活扶助基準について、令和2年10月に基準額の改定が行われ、最新のデータであることから、令和4年度の最低賃金額と生活保護費の比較、検証となります。なお、住宅扶助費の実績値については、最新データである令和4年度、また、加重平均に使用する人口は、最新のデータである令和2年国勢調査による市町村別の人口の数値を用いております。

はじめに、1の生活保護費についてですが、食費などに相当する生活扶助の第1類費は18歳から19歳単身の区分の基準額、光熱費などに相当する第2類費は、市町村ごとの等級区分により異なりますので、一人世帯の区分の基準額を用いて、人口により加重平均し、合計しております。その合計は、68,777円となります。なお、実際の計算過程では、基本的に端数処理は行わないことを申し添えておきま

す。

また、第2類費には、基準額とは別に冬季加算があり、茨城県内においては、11月から3月までの5か月間、県内一律で、一人世帯で月2,630円支給されます。これを年間12か月に均しますと1,096円になります。さらに、年末に期末一時扶助費が支給されます。市町村ごとの等級区分一人世帯の基準額を加重平均して、年間12か月で均しますと969円になります。ここまでの小計は、70,842円です。

住宅扶助費については、茨城県内の一人世帯の実績値22,832円となっておりまして、これらを合計しますと93,674円となります。

次に2の最低賃金、令和4年改定額についてですが、最低賃金額に基づく1か月当たりの手取り額については、令和4年度の最低賃金額911円に、週40時間を1か月当たりに換算した173.8時間を乗じ、税や社会保険料を除く可処分所得、いわゆる手取りを算出する割合0.807を乗じて計算しますと127,774円となります。なお、可処分所得割合0.807については、佐賀県の令和4年度地域別最低賃金額853円を基に算出しております。令和4年度は、地域別最低賃金が最低額の都道府県、佐賀県の可処分所得割合が最も低いということです。

3の最低賃金額と生活保護費の乖離額については、上記の1と2で求めた数値を差し引きますと、月額差額はマイナス34,100円、時間当たりでマイナス243円となり、最低賃金額が生活保護費を上回る数値結果となっております。

次の178ページには、中央最低賃金審議会の資料となっている都道府県ごとの乖離額変動の要因分析、と題した一覧表を添付しております。先ほど検証し説明しましたマイナス243円は、茨城の行の左側の令和4年度データに基づく乖離額と合致しております。179ページには、本省で作成した最低賃金額と生活保護費の比較、令和6年度を添付いたし

ましたが、先ほど説明しました月額であり、茨城の行を見ていただきますと合致しております。

なお、180ページと181ページは、179ページの比較の一覧をグラフ化したものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。ただ今の動画及び最低賃金と生活保護費との比較に関して、何かご質問・ご意見等ございますか。

全委員 (質問・意見等なし)

会 長 よろしいでしょうか。続きまして、議題(4)の令和6年度最低賃金に関する実態調査結果について、事務局から説明していただきます。

賃金係 それでは、私から資料の説明をさせていただきます。
最初に、最低賃金に関する実態調査にかかる資料について簡単にご説明いたします。資料は、182ページの資料No.3からスタートになりますので、そちらをご覧ください。厚生労働省では、毎年5月から6月にかけて賃金改定状況調査と最低賃金に関する基礎調査と呼ばれる2つの調査から構成される最低賃金に関する実態調査を実施しております。これらの調査は中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的として実施されます。資料No.3については、改定状況調査の概要となっております。賃金改定状況調査とは、中賃の目安審議に使用する調査であり、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所に対して、昨年6月の賃金額と本年6月の賃金額の改定状況について調査するもので

す。続いて、193ページの資料No. 4をご覧ください。こちらは、改定状況調査をもとにランクごとの賃金上昇率の推移を一覧にした表となっております。次のページの資料No. 5については、地域別の最低賃金額、未満率及び影響率、こちらはランク別の未満率と影響率の推移表と各都道府県別の未満率と影響率についての一覧が示されています。これら資料は本省で取りまとめた調査結果であり、中賃の目安審議の資料にもなっております。

続いて、最低賃金に関する基礎調査の資料の説明に移ります。236ページ、資料No. 7をご覧ください。この調査は、労働者の賃金の実態等を把握するために行われるものです。236ページが調査の概要を記載している資料となります。調査対象事業所については調査概要の(1)に記載のとおりとなりますが、これら対象事業所からの基礎調査の有効回答労働者について、全労働者、一般労働者のみ、パートなどの短時間就労者のみの3つの区分に分け、賃金階級ごとの人数を事業所規模別、年齢階層別に集計した総括表を作成し、調査結果としてまとめたものをつけております。237ページから243ページまでが全労働者についての総括表となります。244ページがこの総括表をもとに作成した賃金分布・特性値・未満率一覧表となっております。同じように245ページから252ページまでが一般労働者、253ページから260ページがパート等短時間就労者について集計した総括表及び賃金分布・特性値・未満率一覧表となります。すべての総括表について現行の茨城県最低賃金953円を基準に作成しております。261ページの資料は全労働者の総括表を基に最低賃金の引上げ額と影響率の関係を表にしたものです。こちらをご覧くださいと、基礎調査の結果から、現在の茨城県最低賃金は953円ですが、全労働者のうち2.2%が地域別最低賃金未満ということになります。237ページからの総括表は最低賃金を現状から引き上げていった場合どれ

だけの労働者に影響があるかを一覧で示したもので、影響率と未満労働者数を表しております。労働者数は基礎調査の有効回答労働者数を経済センサスで把握している母集団人数まで復元したうえで集計した推測値となっております。次の262ページには、参考として分位数等の説明資料を添付しております。最低賃金に関する実態調査の資料説明としては以上となります。

この他の資料として、少し戻りまして197ページの資料No. 6は昨年実施した賃金構造基本統計調査の結果をもとに本省で集計した、都道府県別の時間当たりの賃金分布を表にした一覧となっております。こちらは毎年6月の賃金について7月に調査を実施しています。この表に記載の額は令和4年度の最低賃金額、茨城県では911円となっております。茨城県の結果が記載されているページは、一般・短時間計が199ページ、一般のみが212ページ、短時間のみが225ページとなっております。また、263ページと275ページにそれぞれ資料No. 8とNo. 9として日本銀行水戸事務所が発表した2024年7月5日付け茨城県金融経済概況と、2024年7月1日付け2024年6月企業短期経済観測調査結果を添付いたしましたので参考にご覧ください。私からの資料の説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 例年のように大部の資料となりますので、審議に際してお目通しいただきたいと思っております。それでは続きまして、中央最低賃金審議会から目安額が示されましたけれども、労働者側、使用者側双方から、金額審議をするにあたって

の基本的な考え方を述べていただきたいと思います。まずは、労働者側からお願いいたします。

大森委員

それでは、私の方から労働者側の基本的な考え方を述べさせていただきますと思います。

昨年の審議につきましては、経済活動が着実に、コロナ禍から正常化へ進みつつある中で行われまして、結果として、全国加重平均で1,004円となりまして、茨城においては、42円引上げの953円となりました。しかしながら、この水準では、年間2,000時間働いたとしても、年収200万円にも満たず、いわゆるワーキングプア水準にとどまっております。すべての働く者のセーフティネットとしては不十分であると考えております。我々労働者側としては、労使交渉を通じて獲得した労働条件を、地域別最低賃金の引上げにつなげ、未組織労働者の労働条件向上へ波及させていくことが、社会的責務であると考えています。そして、最低賃金の引上げによって、賃金全体を底上げし、雇用形態に関わらず、将来に展望が持てる社会を実現すべきであると考えています。

審議にあたって、5点ほど申し上げたいと思います。1つ目としては、地域における労働者の生計費・賃金水準を重視すること。2つ目としては、物価動向、特に低所得者層における影響に配慮すること。3つ目としては、マクロの経済成長を反映させること。4つ目としては、ランク内の格差解消に努めていくこと。5つ目としては、憲法第25条、最低賃金法第1条、労働基準法第1条の趣旨を十分に考慮しつつ議論を行いたいと思います。

今年の審議は、物価高が続く中、実質賃金の低下が続いており、私たち労働者、とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは、極めて苦しい状況にあります。繰り返しになりますが、現行の茨城県地域別最低賃金は953円であり、年

間2,000時間働いたとしても年収は190万6千円にしかならず、労働者の生活の安定に資する額であるとは到底言えないと考えております。茨城県における賃金実態、生活実態・生計費を重視した、労働者が健康で文化的な最低限度の生活できる絶対額での適正な水準確保が必要と考えております。具体的には、中央最低賃金審議会から答申されました目安を尊重しつつ、時給1,000円を確実なものとし、さらに、地域間の格差是正を図るべく、審議に臨みたいと思っております。私の方からは、以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは続きまして、使用者側からお願いします。

澤畑委員 はい。使用者側の考え方でございますが、食料品に代表される物の値上がりによりまして、家計が圧迫されないよう賃上げを進めていくということは重要であるということには認識しております。また、賃上げの動きが全国的に広がりを見せておりまして、今年度も最低賃金は一定程度引上げることの必要性についても理解しております。しかし、昨今の円安等の影響もありまして、原材料費の高騰によるコスト増によりまして、企業も厳しい状況であることはご理解いただきたいと思っております。特に近年、中小企業を圧迫するコストが増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁が進んでおらず、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地域の企業の廃業・倒産が増加する懸念が出ております。厚生労働省調査によると、従業員30人未満の企業では、最低賃金の改正後、賃金が改正額を下回る労働者の割合を示す影響率が、2023年では21.6%に達し、現行の最低賃金額を負担と感じる企業も増加しております。価格転嫁や生産性向上の成果が顕れるにはもう少し時間がかかると思われまして、通常の仕事の賃金支払能力を超えた負担

にならないよう、また地域の中小・小規模事業者につきま
しては、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネット
の側面もあり、中小企業の賃金支払能力を高め、賃金引上
げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要がある
と思います。最低賃金は、個別企業の経営状況にかかわら
ず、全ての労働者に適用されるもので、経済を好循環させ
るため、賃上げの原資を確保するには、企業の生産性を向
上させ、経営改善を進めていくことが大前提となります。
最低賃金引上げの影響を受けやすい、中小企業が置かれて
いる厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であ
り、賃上げ一方で、生産性を高めるための更なる行政支援
策を講じていただくことを強くお願いしたいと感じており
ます。

最低賃金の決定にあたりましては、最低賃金法で定めら
れました法の原則、労働者の生計費、労働者の賃金、通常
の事業の賃金支払能力を総合的に勘案し、近隣県の審議結
果に左右されることなく、都道府県ごとに決定されるとい
う原則が忘れられがちなので、この原点を前提に慎重な審
議が行われることをお願いしたいと思います。本日より本
格的に審議がスタートしまして、中小企業にとっては、急
激で大幅な最低賃金の引上げに即対応することは厳しい状
況であることもご理解いただきまして、そうした企業さん
への配慮のもと審議を進めていただく必要があることを、
公益・労側委員の皆様にも改めてご認識いただきたいと思います。
以上でございます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、労働者側使用者側双
方から基本的な考え方について述べていただきましたが、
これにつきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

会 長 よろしいですか。ご質問等がないようですので、次の議題に入ります。議題（５）の茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命について、事務局より説明させていただきます。

補 佐 茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命についてご報告いたします。本年７月３日付けで、最低賃金専門部会委員の候補者の推薦公示を行いました。推薦締切日の７月１８日までに関係労使から推薦がありました。推薦がありました方につきましては、７月１９日付けで最低賃金専門部会委員に任命されていることをご報告いたします。資料の２７９ページをご覧くださいますと、最低賃金専門部会委員の名簿を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。私の方からは、以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。続きまして、議題（６）その他に移ります。今後の審議日程について、事務局に説明させていただきます。

室 長 それでは、今後の審議会日程についてご説明させていただきます。第１回の専門部会については、この後この会場での開催となります。部会長、部会長代理の選出後、運営規程の決定、金額審議となります。専門部会委員に任命されました委員の皆様には、連日の金額審議となり大変恐縮ですが、第２回専門部会は、明日８月２日金曜日１５時３０分から、第３回専門部会は、８月５日月曜日１６時からとなります。会場につきましては、８月２日は３階会議室、５日はこの会場となります。予定ですと、第３回専門部会の議決後、遅い時間で大変申し訳ありませんが、第三回本審を８月５日月曜日１８時頃からこの場での開催となります。専門部会の報告を受けまして、局長あての答申をいただきました

いと存じます。8月初めの大変暑い中、また、タイトな日程で委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、どうかよろしく願いいたします。また、第四回の本審については、異議申出についての異議審となります。答申を受けて金額を公示しますと、異議申出の期限が8月20日火曜日となりますので、異議申出があった場合には、8月21日水曜日9時半からこの会場で開催を予定したいと思っております。異議申出があった場合には、事務局から速やかにメールで連絡をいたします。なお、異議申出がない場合には、審議会を中止とさせていただきます。

また、茨城県特定最低賃金改正にかかる申出書についてですけれども、3産業より既に提出されておりますので、8月5日の第三回本審の議題に、特定最低賃金の改正についてということで、局長からの諮問を入れさせていただきたいと思っております。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。ただ今、審議日程のご説明等がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 例年同様極めてタイトな状況になっておりますので、専門部会の方々、あるいは、本審の日程には、ご無理を申し上げていることかと思っております。どうぞよろしくお願い致します。今年度、先ほど動画にありましたように、日程、発効日等についてもフレキシブルに考えたらどうかというような中賃の会長からのご意見もございました。なかなか急に日程変更というのは難しいのではないかと思います。今後少しこの点について考慮してもいいのかなと思っていま

す。少し頭に留めて、来年度以降どうするかということ、あるいは、産別の方でどうするかということも考えていただけたら良いと思います。それでは、日程の確保について、どうぞよろしく願いいたします。

他になれば、本日の審議を終了させていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。